

## 個人市民税・県民税 とは

個人市民税・県民税は、今年の 1 月 1 日に 広島市に 住んでいる人で、

去年 ある金額以上の 給料などを もらった人が 払います。

外国人でも 払います。

1 月 2 日のあと、日本を出ても 払わなければなりません。

いくら 払うかは、去年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 給料などで 決まります。

## 森林環境税 とは

森林環境税は、今年の 1 月 1 日に 広島市に 住んでいる人で、

去年 ある金額以上の 給料などを もらった人が 個人市民税・県民税と いっしょに 払います。

外国人でも 払います。

1 月 2 日のあと、日本を出ても 払わなければなりません。

払う金額は、1 年間で 1,000 円です。

## 個人市民税・県民税・森林環境税の 払い方

個人市民税・県民税・森林環境税は、払い方が 2 つ あります。

### ・ 会社などが払う（特別徴収）

会社などが あなたの 給料から 個人市民税・県民税を 引いて 広島市に 払います。

会社などで働く人は ほとんどが この払い方です。

### ・ 自分で払う（普通徴収）

広島市から 個人市民税・県民税・森林環境税の お知らせが 届きます。

毎年 6 月頃に 届きます

払う方法が 2 つ あります。

#### ① 納付書<税金を 払う 用紙>

封筒に 納付書が 入っています。

納期限<払わないと いけない 期限>までに 払って ください。

払うことが できる 場所

- ・ 銀行、郵便局などの 金融機関
- ・ コンビニ（バーコードがある 納付書だけ 使えます。）
- ・ 広島市の市税事務所、税務室、市民税課、区役所出張所、収納対策部

また、クレジットカードや スマートフォンアプリ（スマホアプリ）などで 払うことができます（キャッシュレス納付）。封筒に 入っている 納付書（QR コードがある 納付書だけ 使えます。）と インターネットが 使える スマートフォン、 パソコンなどが あります。

詳しいことは、 [こちら](#)を みてください。（やさしい日本語では、ありません。）

## ② 口座振替<＝預貯金口座から 自動で 払う 方法>

あなたが 口座振替の 手続を していたら、 預貯金口座から 納期限に 自動で 払われます。

詳しいことは、 [こちら](#)を みてください。（やさしい日本語では、ありません。）

## 日本を出る前に すること

### 1 納税管理人を 決める

納税管理人は、 あなたの 代わりに 税金の お知らせを 受け取る人です。

あなたの 代わりに 税金を 払う 人です。

あなたが 日本を出て、 他の国に住むときは、 必ず 納税管理人を 決めてください。

納税管理人を 決めないと、 税金の お知らせが 届きません。

広島市に 出す 書類は 次の どれかです。

日本語の わかる人と 書いてください。

- ① 納税管理人が 広島市に 住んでいるときは、

[「個人市民税・県民税・森林環境税の納税管理人に関する申告書」](#)

- ② 納税管理人が 広島市に 住んでいないときは、

[「個人市民税・県民税・森林環境税の納税管理人に関する申請書（納税管理人の新設または変更に係る申請書）」](#)

窓口は 市税事務所と 税務室です。

わからないことは、 市税事務所か 税務室へ 聞いてください。

### 2 残りの税金の 払い方

日本を出て、他の国に住むときも、残りの税金を払わなければなりません。  
個人市民税・県民税・森林環境税があなたの給料から引かれているときは、最後の給料でまとめて払うことができます。詳しいことは、会社などに聞いてください。

まとめて払わないときは、あなたの納税管理人(詳しくは、上の「[1 納税管理人を決める](#)」を見てください。)にお知らせが届きます。

あなたの納税管理人が払います。

### 租税条約<税金について 国と国とのあいだで 決めた約束>について

租税条約は、税金について 国と国とのあいだで 決めた 約束のことです。日本と 約束している 国の人、税金が 少なくなることがあります。あなたの 国が 約束をしているかは、市民税課特別徴収係が 住んでいる区を 担当する 市税事務所・税務室へ 聞いてください。

税金が 少なくなる人は、用紙を 出してください。

毎年 3月15日までに 用紙を 出してください。

税務署だけでなく、広島市でも 手続きを してください。

### 連絡先

#### ・会社などが払う(特別徴収)の場合

| 課名   | 係名        | Tel          | E-mail                                                                             | Fax          | 所在地                                        |
|------|-----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|
| 市民税課 | 特別<br>徴収係 | 082-504-2089 | <a href="mailto:shiminzei@city.hiroshima.lg.jp">shiminzei@city.hiroshima.lg.jp</a> | 082-504-2129 | 〒730-8586<br>広島市中区国泰寺町<br>一丁目6-34 (広島市役所内) |

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

・ 自分で払う（普通徴収）の場合

| 市税事務<br>所名  | 係名     | 担当区       | Tel                  | E-mail                                                                             | Fax                  | 所在地                                             |
|-------------|--------|-----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| 中央市<br>税事務所 | 第一市民税係 | 中区        | 082-<br>504-<br>2564 | <a href="mailto:chuozei@city.hiroshima.lg.jp">chuozei@city.hiroshima.lg.jp</a>     | 082-<br>504-<br>2378 | 〒730-8587<br>広島市中区国泰寺町一<br>丁目4-21（中区役所<br>内）    |
|             | 第二市民税係 | 南区        | 082-<br>504-<br>2751 |                                                                                    |                      |                                                 |
| 東部市税<br>事務所 | 市民税係   | 東区<br>安芸区 | 082-<br>568-<br>7719 | <a href="mailto:toubuzei@city.hiroshima.lg.jp">toubuzei@city.hiroshima.lg.jp</a>   | 082-<br>567-<br>6006 | 〒732-8510<br>広島市東区東蟹屋<br>町9-38（東区役所<br>内）       |
| 西部市税<br>事務所 | 第一市民税係 | 西区        | 082-<br>532-<br>0942 | <a href="mailto:seibuzei@city.hiroshima.lg.jp">seibuzei@city.hiroshima.lg.jp</a>   | 082-<br>232-<br>2127 | 〒733-8530<br>広島市西区福島町二<br>丁目2-1（西区役所<br>内）      |
|             | 第二市民税係 | 佐伯区       | 082-<br>532-<br>1012 |                                                                                    |                      |                                                 |
| 北部市税<br>事務所 | 第一市民税係 | 安佐<br>南区  | 082-<br>831-<br>4935 | <a href="mailto:hokubuzei@city.hiroshima.lg.jp">hokubuzei@city.hiroshima.lg.jp</a> | 082-<br>877-<br>6288 | 〒731-0193<br>広島市安佐南区古市<br>一丁目33-14（安佐<br>南区役所内） |
|             | 第二市民税係 | 安佐<br>北区  | 082-<br>831-<br>5016 |                                                                                    |                      |                                                 |

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

- ・ 上に書いたことは、下の税務室でも できます。

| 税務室名              | Tel                  | E-mail                                                                                                       | Fax                  | 所在地                                        |
|-------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 中央市税事務所<br>南 税務室  | 082-<br>250-<br>8946 | <a href="mailto:chuozei@city.hiros">chuozei@city.hiros</a><br><a href="http://hima.lg.jp">hima.lg.jp</a>     | 082-<br>254-<br>2624 | 〒734-8522<br>広島市 南区 皆実町一丁目5-44 (南区役所内)     |
| 東部市税事務所<br>安芸税務室  | 082-<br>821-<br>4913 | <a href="mailto:toubuzei@city.hiros">toubuzei@city.hiros</a><br><a href="http://hima.lg.jp">hima.lg.jp</a>   | 082-<br>824-<br>0411 | 〒736-8501<br>広島市 安芸区 船越 南三丁目4-36 (安芸区役所内)  |
| 西部市税事務所<br>佐伯税務室  | 082-<br>943-<br>9716 | <a href="mailto:seibuzei@city.hiros">seibuzei@city.hiros</a><br><a href="http://hima.lg.jp">hima.lg.jp</a>   | 082-<br>943-<br>3310 | 〒731-5195<br>広島市 佐伯区 海老園二丁目5-28 (佐伯区役所内)   |
| 北部市税事務所<br>安佐北税務室 | 082-<br>819-<br>3913 | <a href="mailto:hokubuzei@city.hir">hokubuzei@city.hir</a><br><a href="http://oshima.lg.jp">oshima.lg.jp</a> | 082-<br>815-<br>1650 | 〒731-0292<br>広島市 安佐北区 可部四丁目13-13 (安佐北区役所内) |

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

日本語の 話す・聞くが できる人は、市税事務所などへ 直接 問い合わせてください。

日本語の 話す・聞くが できなくて 通訳が 必要な人は、下の 相談窓口へ 問い合わせてください。

【広島市・安芸郡外国人相談窓口】

Tel 082-241-5010 Fax 082-242-7452

E-mail: [soudan@pcf.city.hiroshima.jp](mailto:soudan@pcf.city.hiroshima.jp)

相談時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分

(祝日・8月6日・12月29日～1月3日は休みです)

対応言語 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語

(フィリピン語は、毎週金曜日と第1と第3水曜日のみ)